

伊勢原市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の規定及び伊勢原市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織)

第2条 自主防災組織とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、地域住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを自主防災組織として認定する。

(1) 地域自治会等を単位として結成された組織であること。

(2) 市長に自主防災会規約及び防災計画書を提出した組織であること。

(育成指導方針)

第4条 市長は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に即した自主防災組織の結成に積極的に協力するとともに、既に結成されている自主防災組織に対しては、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導する。

(組織の編成及び活動の指導)

第5条 市長は、自主防災組織との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の編成を働きかけ、第3条に規定する組織となるよう指導する。

2 自主防災組織の活動に係る指導は、その実行を期するため自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう指導する。

(防災訓練の実施等)

第6条 自主防災組織は、消火訓練、避難訓練、応急救護訓練及び防災講話等(以下「防災訓練」という。)を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、自らの地域において市が主催し、又は共催する総合防災訓練等に参加協力するように努めなければならない。

(防災訓練の指導)

第7条 自主防災組織は、防災訓練の実施に当たり、市長に防災訓練指導依頼書(第1号様式)を提出し、防災訓練の指導を依頼することができる。

(防災資機材の貸出し)

第8条 自主防災組織は、防災訓練を自主的に実施する場合は、防災資機材等貸出申請書(第2号様式)により市長に申請し、使用する消火訓練資機材、応急救護訓練資機材及び防災映画等資機材(以下「防災資機材等」という。)の貸出しを受けることができる。

2 前項の規定により防災資機材等の貸出しを受けた自主防災組織は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防災知識の啓発活動の趣旨を十分理解し、善良な管理者の注意をもって防災資機材等を管理すること。

(2) 防災資機材等を第三者へ譲渡し、又は目的以外に使用しないこと。

(3) その他必要に応じて指示された事項に関すること。

(賠償)

第9条 防災資機材等の貸出しを受けた自主防災組織は、故意に破損し、又は紛失したときは、別に指示する方法により、その損害を賠償しなければならない。

(防災訓練実施結果報告)

第10条 自主防災組織は、防災訓練を実施した場合は、防災訓練実施結果報告書(第3号様式)により、市長に報告するものとする。

(表彰)

第11条 市長は、防災活動等に顕著な成績を上げ、又は功績があった自主防災組織に対し、表彰することができる。

(自主防災組織に対する助成)

第12条 市長は、自主防災組織に対し、次に掲げる助成を行う。

(1) 自主防災組織結成時における資機材等の助成

(2) 自主防災組織が防災活動の充実を図る場合における必要な資機材等の助成

(台帳の整備)

第13条 市長は、自主防災組織の育成及び助成の状況を明らかにするため、次に掲げる台帳を備えておくものとする。

(1) 自主防災組織台帳(第4号様式)

(2) 地域防災訓練記録台帳(第5号様式)

(3) 防災資機材等助成台帳(第6号様式)

(4) 防災資機材等貸出簿台帳(第7号様式)

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

防災訓練指導依頼書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 自主防災組織名 _____

会 長
氏 名 _____

連 絡 先 _____

次のとおり防災訓練の指導を依頼したいので、職員の出遣をお願いします。

1 日 時 (事前に訓練担当と調整をお願いします。電話番号：95-2119)

_____年_____月_____日(____)
(午前・午後)____時____分 ~ (午前・午後)____時____分
雨天の場合(実施・中止)

2 場 所 _____

3 参加人員 約_____名

4 内 容 (該当する に〳点を付けてください。)

(1) 訓練	消火訓練	避難訓練	応急救護訓練
	耐煙訓練	その他()
(2) 施設見学	本 署	南分署	西分署
(3) 映 画	防火映画	防災映画	
(4) その他	()

これより下欄は、記入しないでください。

受 付

消防総務課

予防・防災課

訓練担当

警防担当

防災担当

予防指導担当

消防署 警備 課

南分署()分隊

西分署()分隊

()

用意資機材

消 防 ()

主催者 ()

第2号様式（第8条関係）

防災資機材等貸出申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 自主防災組織名 _____

会 長
氏 名 _____

連 絡 先 _____

次のとおり、防災資機材等の貸出しを申請します。

貸出期間	午前 ____年__月__日 から ____年__月__日 午後 午前 ____年__月__日 まで 午後
防災資機材等の種類	必要な防災資機材の に ^レ 点を付けてください。 消火器 （最大貸出本数10本まで） 粉末消火器(4型) 訓練用水消火器(10型) ()本 ()本 消火訓練資機材等 オイルパン()個 火付け棒()本 ひしゃく()本 その他() 模擬消火装置(100V電源必要) 発電機(模擬消火装置用として) 防災映画等資機材 プロジェクター 再生デッキ(DVD/VHS一体) スクリーン 応急救護訓練資機材等 訓練用三角巾()枚 応急担架用毛布()枚 応急担架用竹竿()本 心肺蘇生用人形()体 その他() <u>資格等が必要です。</u> 炊出訓練用資機材等 釜()セット その他()
使用場所	
備考	

(遵守義務)

- 1 防災知識の啓発活動の趣旨を十分理解し、善良な管理者の注意をもって防災資機材を管理すること。
- 2 防災資機材等を第三者へ譲渡し、又は目的以外に使用しないこと。
- 3 その他必要に応じて指示された事項に関すること。

(賠償)

故意に破損し、又は紛失したときは、別に指示する方法により、その損害を賠償しなければならない。

第3号様式（第10条関係）

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

報告者 自主防災組織名 _____

会 長
氏 名 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり防災訓練を実施したので、その結果を報告します。

実 施 日	_____年 _____月 _____日（_____）曜日
時 間	午前 _____時_____分 から 午前 _____時 _____分まで 午後 _____時_____分 から 午後 _____時 _____分まで
場 所	
参 加 人 数	人（大人 _____人 小人 _____人）
訓 練 内 容	該当する に△点を付けてください。 消火訓練 （ バケツ 消火器 その他 ） 避難訓練 （ 避難路確認 人員確認 その他 ） 応急救護訓練 （ 三角巾 人工呼吸 応急担架 ） 心肺蘇生法訓練（ 普通救命講習 A E D取扱講習 ） 炊き出し訓練 耐煙訓練 映 画 （タイトル名： _____） そ の 他 （内容： _____）
使用消火器	4型_____本、10型_____本、その他_____本 計_____本 詰替依頼先_____
備 考	

この結果報告書は、訓練終了後3日以内に提出してください。

